

《超速報》1.18 東電刑事控訴審判決

『現実的な可能性』vs『最新の知見』

2023.1.18東京高裁の東電旧経営陣3名に対する無罪との刑事控訴審判決は、判決要旨<1.19岩手日報>を見る限り、裁判官の『科学的常識』の乏しさの表われという印象を強く持ちました。

随所に登場する「現実的な可能性」というキーワードはその象徴で、単なる「可能性」を超えた「予言・予知」を求めるもので、地震予測『長期評価』は「一般に納得できるよう理由を明確に提示しているとは言い難い（一部専門家も異を唱えている）」とか「一般防災にも取り入れられていなかった」という言葉を加えて信頼性を低下させた上で、なぜか「電力供給義務」を過度に強調し（物流を重視して運送車両の整備不良を問わないかの如し）、そのような「漠然とした理由で運転停止はできない」と、万一の事故発生の可能性に対する安全性確保より原発運転を優先（津波対策を先延ばし）させた3名の経営判断・刑事責任を不問にしました。

地震・津波や火山噴火などの（カオスの）自然現象を「事前に予知」することが不可能なことは“現在の科学常識”だと思えますが（それに対して「予知可能」と異を唱える専門家も一部いるとは思いますが）、当該裁判官らは、事実認定において、そのような「予知」が可能だと‘未だに強く信じている（科学への過度の期待）’かのようで、例えば「富士山が今後●ヶ月以内に噴火し、半径●kmの範囲に被害が及ぶ」というような「現実的な可能性」が「予知」されない限り具体的な安全対策は不要、と判断したように思われます。

一方、昨年7.13の東電株主裁判一審判決（民

事）は、「原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があることはいふをまたない」（下線筆者）という伊方最高裁判決を引いて、旧経営陣4名の損害賠償責任を認めています。

このように、そもそも原発事業者には、運転開始・電力供給に先立ち、万一の事故発生を防ぐ「社会的ないし公益的義務」が第一義的に課されているのであり（電力供給義務は原発に依らなくても果たせるのです）、それゆえ常に「最新の科学的、専門技術的知見」に基づく安全対策・不断の安全性向上が求められているのです。

ところが今回の判決は、「最新の知見」を一般人（裁判官。原発経営者も？）が理解し「現実的な可能性」を認識しないうちは運転継続を容認するもので、これまで原発事業者や規制当局が“不十分ながらも”「最新の知見」を反映（バックフィット）させようとしてきた原発の安全対策の『根本思想（伊方判決）』を、完全に否定するものです。これで原発経営者は、今後、「最新の知見」が判明しても（部下から知らされても）、むしろ積極的に‘目をつむり耳を塞ぎ’、「現実的な可能性」は‘知らぬ存ぜぬ’だったと言い張れば刑事責任から逃れられますので、（規制当局から指摘されない限り）主体的に安全性向上に取り組まないことになりそうです。

<2023.1.19 記>

（仙台原子力問題研究グループ I）

最近の気になる動き 98

女川2は『有毒ガス防護』バックフィット不適合！

2022.11.30規制委<資料2>で、別紙1「バックフィットに係る基本的な考え方（案）」が示されていました。その1～3項で、継続的な安全性向上への不断の努力が規制機関・原子力事業者ともに求められ、最新の知見・規則を既

存施設に反映させるためにバックフィットが必要、と記されています（ただ、規制委の文書作成の真の目的は、6～8項の使用停止命令発出なし・経過措置設定に対する弁明にあると思われそうですが、本稿では4項以下の記載とそれに対

する批判は省略)。

そして、一例としての『有毒ガス防護』バックフィットは、「旧原子力安全・保安院における検討及び米国における有毒ガス事象の報告を踏まえ、原子炉制御室等の要員の呼気中の有毒ガス濃度を基準値以下にするために必要な設備を要求」<資料2の17頁：下線筆者、以下同じ>するものであることが明記されています。

それは「通常の産業施設で有毒ガスが発生した場合、影響が及ぶ範囲の従業員等はまず速やかに避難することが一般的である。一方、実用発電用原子炉施設等においては、施設の安全を確保するため、運転員等が避難せずに留まり、必要な対処を行わなければならない設備・場所がある。したがって、実用発電用原子炉施設等においては、通常の産業施設と異なり、有毒ガスの発生時であっても当該設備・場所に運転員等が留まることを前提とした防護対策」<40頁・別紙2「別添4」>が必要で、「原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員、緊急時対策所の指示要員並びに重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員（以下「運転・指示・対策要員」という。）が、有毒ガスが発生した場合でも必要な操作を行えるよう、吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護判断基準値以下とするために必要な設備を求める」として、具体的に「①有毒ガスの発生及び到達の検出：有毒化学物質の固定の貯蔵タンク等であって、運転・指示・対策要員の対処能力が損なわれるおそれがあるもの（以下「対象発生源」という。）のうち、敷地内の対象発生源について、当該対象発生源近傍で有毒ガス発生を検出する装置の設置を求める。また、原子炉制御室、緊急時対策所及び緊急時制御室の近傍への有毒ガスの実際の到達を検出するための装置の設置を求める」ことや、「②有毒ガスの発生及び到達の警報：原子炉制御室及び緊急時制御室において、上記①の全ての検出信号の警報を発報する装置の設置を求める。緊急時対策所については、有毒ガスの緊急時対策所近傍への到達を警報する装置の設置を求める」ことが明記され<40-41頁>、そのために新規規制基準の規則・解釈を変更し、また『毒ガスガイド』<注：参照資料に過ぎず、審査根拠となる法規ではない>を制定したことが示されています。

ところが、2021.7.12の女川原発・硫化水素労災事故（7名被害、幸い死者はゼロ）で、1・2号機間での設備共用に伴う配管接続や、1・2号機制御建屋（洗濯室等）への硫化水素逆流

1. 安全の追求に終わりはないとの認識の下、継続的な安全性向上を図ることは、東京電力福島第一原子力発電所事故の最も大きな教訓の一つであり、そのためには、規制機関と原子力事業者等が、リスクは決してゼロにはならないとの認識の下、残されたリスクを低減するため不断的な努力を続けることが必要である。
2. 継続的な安全性向上を実現するために、安全の確保に一義的責任を負う原子力事業者等は、最新の知見を踏まえた上で、原子力施設（以下単に「施設」という。）の安全性の向上に継続的に取り組む必要がある。
また、原子力規制委員会としても、常に新たな知見を収集してその規制への反映の必要性を検討し、必要と判断した場合には躊躇なく規制に反映することで、規制の継続的な改善に取り組む。
3. バックフィットは、新たな知見に対応する手段の一つであり、法令及び規制基準¹の改正等により新たな知見を規制に反映し、その新たな規制を既存の施設²にも適用することをいう。その目的は、新たな知見を迅速かつ柔軟に規制に反映し、災害の防止のために施設が最低限度遵守すべき安全上の水準を向上することで、規制の継続的な改善を行い、もって継続的な安全性向上を実現することにある。

可能性など、『有毒ガス防護』上のいくつかの抜け穴＝“女川原発固有の設計・構造上の問題点”が明らかにされたほか、『ガイド』では想定していなかった「沈降分離槽」からの硫化水素の微生物学的生成・蓄積という『最新の知見』が判明し、さらに、同タンクへの空気注入作業時の換気系排気量の設定ミスや、高濃度硫化水素の無処理放出などの“運転管理上の問題”も明らかとなりました。

にもかかわらず、東北電力は、『鳴り砂No.299・気になる動き97』等記載のとおり、「沈降分離槽」は「有毒化学物質である硫化水素を保管する設備ではなく、固定源として抽出する保管施設には該当しない」と“あからさまな詭弁”を弄し、『ガイド』が定義する固定源は存在しないから「検出装置・警報装置」の設置は不要！としたのです。しかも、『鳴り砂No.300・本冊短信+追記』記載のとおり、女川1「沈降分離槽」から（換気空調系・排気筒経由で）高濃度のまま無処理放出された硫化水素は、女川2「中央制御室」の外気取入口に「有害濃度」で到達する危険性が十分あるにもかかわらず、東北電力は、他の有毒ガス・有毒化学物質について行なったような「影響評価（スクリーニング評価）」すら実施していないのです。

一方、規制委・規制庁も、本来は『最新の知見』から判明した『ガイド』の不備・不十分性（固定源の定義等）を「躊躇なく規制に反映」し「規制の継続的な改善に取り組む」必要があるはずですが、そうすればこれまでのバックフィット審査（有毒ガスが有害濃度以下との影響評価に基づき‘対象発生源がない’として、‘検出装置・警報装置は不要’<注：これも奇妙な『ガイド』論理！>）で合格・再稼働させた原発についても再バックフィット手続きが必要となり、（すぐに再合格させるはずですが）電力会社や政財界から文句を言われ、また不十分な

『ガイド』を制定した自身の権威も失墜するため（原発60年超運転を認めた規制委・規制庁役人<同運転を画策した元経産省官僚も多数：22.12.22岩手日報>にとって、原発の安全性確保・向上などはこの次で、自身のメンツ・評価に傷がつくこと＝出世に悪影響が及ぶことを何より嫌う！）、得られた『最新の知見』を**もみ消す**ことにして、その延長で、東北電力の非科学的『理論』や“詭弁”さえ鵜呑みにして（異を唱えるだけの科学的知識も不足？）、しかも『ガイド』適合性を判断根拠に、女川2も合格させたものと思われま

す。このように、硫化水素の発生源・（高濃度無処理）放出源が実際に敷地内に存在するにもか

かわらず、『影響評価』すら行なわず、検出装置・警報装置を設置しないままの女川2『有毒ガス防護』は、「災害の防止のために施設が最低限達成すべき安全上の水準」を満たしておらず、規制機関・事業者のいずれも『最新の知見』を踏まえての「リスクを低減するため不断の努力」を放棄したものでしかなく、基準不適合状態にあることは明らかです。<女川2再稼働阻止のため、東北電力や規制委を相手取った訴訟提起・異議申立て等のアイデアがあれば、「風の会」にご一報ください。>

<2022.12.24 記>

（仙台原子力問題研究グループ I）



●昨年11月30日、英国『ガーディアン紙』に、東京特派員 Justin McCurry（ジャスティン・マッカーリー）氏による女川原発に関する記事が掲載され、12月18日にはヤフーニュースでも、英紙が取材「再稼働を控える女川原発に、住民たちが抱く不安」が配信されました。10月20日に、同氏を私が女川原発まで同行し、女川町議の阿部美紀子さんと女川原発再稼働差止訴訟原告団事務局長の日野正美さんに取材した記事です。（空）

Justin McCurry in Onagawa 2022年11月30日(水) 04:07 GMT

<https://www.theguardian.com/world/2022/nov/30/a-form-of-self-destruction-japan-weighs-up-plan-to-expand-nuclear-power> 【下記は、記事を自動翻訳した結果です】

「自己破壊の一形態」

日本は原子力発電を拡大する計画を検討している

日本の首相は、福島のリルトダウンから10年以上経った今、17基もの原子炉のスイッチを戻すよう求めています。

木々の間からよく見ると、鬱蒼とした森に囲まれた丘の上にあるビジターセンターから女川原子力発電所を見ることができます。

原発の支持者たちは、40年以上前に原子力と補助金の約束を町にもたらすキャンペーンを行ったとき、日本の北東部の険しい半島にある遠隔地を念頭に置いていた可能性があります。

福島原発事故から10年以上経った 日本の目は原子力発電に戻る

その隔離にもかかわらず、福島第一原発での三重のリルトダウンから10年以上経った今、日本が再び原子力に信頼を置く準備をしているた

め、このプラントは政治的な注目を集めています。

日本のエネルギー政策の抜本的な変更として、岸田文雄首相は、日本の輸入化石燃料への依存を終わらせ、2050年までにネットゼロ目標を達成するために、次世代原子炉を建設し、2011年のトリプルリルトダウン後にアイドル状態のままだった原子炉を再稼働させる計画を発表しました。

岸田首相の「グリーン・トランスフォーメーション」は、既存の原子炉の寿命を現在の最大60年を超えて延長することを含み、ウクライナでの戦争と、この夏の熱波の間に東京で停電の可能性の警告を引き起こした電力不足の結果として、手頃な価格のエネルギー供給を確保するための日本の闘いを強調しています。

福島のリルトダウン以来、日本の原子力発電所のほとんどは停止したままであり、以前の政

府は、動揺した懐疑的な大衆からの反発を恐れて、新しい原子炉を建設したり、老朽化した原子炉を交換したりしないことを示しました。

日本は、福島事故以前の約3分の1と比較して、2030年には原子力が電力供給の20~22%を占めることを計画しています。2020年には、この数字は5%未満でした。福島事故後のより厳しい安全基準の導入以来、30基以上の原子炉のうち10基だけが再稼働しています。

しかし、岸田首相が道を譲れば、2011年の地震と津波で構造的損傷を受けたが、地震の震源地に最も近い原子力発電所であるにもかかわらず、壊滅的なメルトダウンを免れた女川の2号機を含む、来年の夏以降に7基の追加原子炉が再開される。

「地元の人々の安全に対する脅威」

再稼働は日本の原子力監視機関によって承認され、女川が位置する宮城県の村井義弘知事によって「地元の同意」が与えられました。

しかし、多くの住民は、潜在的な事故に対する緊急時対応計画は生命を危険にさらすと主張しています。

「避難計画はうまくいきません…彼らは地元の人々の安全に対する脅威です」と、昨年、2024年初頭に予定されている再稼働を阻止するための法的措置を開始した、原発から30km以内に住む17人の住民の1人である日野正美は言います。

公式設計図によると、重大事故が発生した場合、原発から5km以内に住む1,000人の住民が直ちに立ち去り、半径30km以内の19万人が段階的に避難します。

「大きな交通渋滞が発生し、逃げることはできません」と日野氏は述べ、ある専門家によるシミュレーション（地方自治体によって却下された）を引用し、全員が安全にたどり着くまでに最大5日かかる可能性があることを示しています。

「事故が発生した場合、人々が整然と立ち去ると考えるのはばかげています」と彼は言いました。「彼らはできるだけ早く外に出て、食べ物、水、トイレへのアクセスなしで何日も立ち往生します。」

批評家は、事故後の避難は、この地域の狭くて曲がりくねった道路を詰まらせ、人々を放射線被曝の危険にさらすだろうと言います。ほとんどは自家用車で出発しますが、他の人はバスに乗らなければなりません。原発の運営者である東北電力と地方自治体は、約1,000人のスタ

ッフを提供して、人々を仮設避難所に誘導する前に放射線被曝のスクリーニングを行います。

「東北電力と県は、大地震のような避難がスムーズに進むことをどのように保証できるのでしょうか。それは不可能です」と、40年間にわたって工場閉鎖運動をしてきた女川町議会の無所属議員である阿部美紀子は言います。

「避難を計画するよりも、家から逃げることを考えなくてもいい場所で安全に暮らしたほうがいいのではないのでしょうか？」

エネルギー不安と気候危機に対する岸田首相の対応は、国際エネルギー機関（IEA）のファティ・ピロル長官の支持を得て、液化天然ガス（LNG）の世界最大の消費国の1つである日本でより多くの原子力発電所を再稼働させることで、より多くのLNGを解放し、冬の間のヨーロッパのエネルギー供給の恐れを和らげるのに役立つと述べた。

エネルギーミックスにおける原子力のより大きな役割に対する国内の反対は弱まっているようです。6月の日本経済新聞社の世論調査では、回答者の53%が、安全性が確保できれば原子炉の稼働再開に同意しており、2011年の三重災害以来、再稼働への支持が反対を上回ったのは初めてである。

宮城県議会の原発推進派議員は住民投票の呼びかけに抵抗しているが、地元の河北新報社が4月に実施した世論調査では、住民の56%が再稼働に「強く」または「やや」反対している。

「日本の原子力発電所はすべて海岸にあります…地震、津波、火山がある国です」と、地元の反原発団体「みやぎ脱原発・風の会」のメンバーである須田剛さんは、近くのビーチから高さ29メートルの護岸を備えた発電所を見ながら言いました。

「日本が原発に信頼を置き続けるのは、自滅のようなものだ」

【写真】ジャスティン・マッカーリー/ガーディアン
〈女川原発を背後にした反原発運動家の須田剛。

須田は、日本の原子力発電への投資計画は「自己破壊の一形態」だと言う。〉

〈2024年に10年以上ぶりに発電を開始する予定の女川原子力発電所。〉

〈地元の原発に反対する看板の前で、須田剛さん（左）と女川町議会議員の阿部美紀子さん。〉

【女川原発アラカルト】

【11月】

22日(火) 政治を問いつけるグラニーズの会、学習会「裁かれる原発～日本各地で闘われる原発裁判の現状」話：みやぎ脱原発・風の会(須田)、カフェグラニーズ。17名参加。

第9回再稼働阻止全国ネットワークZOOM会議、各地からの報告と《岸田政権の原発政策の大転換を斬る》報告者：山崎久隆氏。

東北電力、女川原発の警備員が「臨時車両許可証」を無断発行し、5月4日～10日に勤務先の警備会社の関係車両延べ53台を入構させたと発表。原子力規制庁から、原子力規制検査における「2022年度第2四半期評価結果(核物質防護関係)」の指摘事項で、重要度「緑」、深刻度「SL IV」とされた。

23日(水・祝) 加美町の未来を守る会、大規模風力発電計画の白紙撤回を求め、武田恵世さん(三重県歯科医師)の講演会、宮崎福祉センター、約90名参加。

24日(木) 東北電力、家庭向け電気料金の規制料金について、平均約32.94%の値上げを国に申請。樋口社長、「このままでは安定的な燃料調達や電力設備への投資を十分にできなくなる」、一方、「2024年2月の再稼働を狙う女川原発2号機の安全対策工事費用は5700億円程度に(これまでは3400億円程度と説明)。さらに「特定重大事故等対処施設」は1400億円と、再稼働工程全体で約7100億円」「女川原発を動かせば買う燃料が減らせるため年間1000億円程度のコスト低減につながる」と述べた。

25日(金) 「福島原発被害南相馬訴訟」控訴審、勝訴判決!! 仙台高裁第2民事部小林久起裁判長、東電の悪質性を認め、重大な責任があると指摘、一審にはなかった「避難を余儀なくされた」慰謝料を新たに認定。東電に対して、一審福島地裁いわき支部判決を1億3320万円上回る2億7929万円の支払いを命じる判決(国は訴えず)。原告弁護団7名、原告・支援41名、記者5名傍聴。報告会、47名参加。28日、原告団・弁護団、被告東京電力に「解決要求書」を提出したが、東京電力が上告。12月12日、原告団・弁護団、上告に抗議の意思を表明。

26日(土) 日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、「第84回甲状腺エコー検査inかくた」、角田市市民センター、検診医/寺澤政彦医師(仙台市)、36名が受診。

みやぎアクション、ZOOM会議。13名参加。

27日(日) 風力発電事業者HSE(茨城県日立市)、丸森町館矢間まちづくりセンターで住民説明会。約80人の町民が参加、土砂災害への懸念や超低周波音による健康被害を不安視する声などが相次いだ。

28日(月) 女川原発再稼働差止訴訟第5回口頭弁論、結審。仙台地裁101号法廷。裁判所から「争点確認メモ」が出され、「避難計画に実効性が欠けていることが独立の差止め事由になるか」「避難計画の実効性が欠けていることをもって、直ちに差し止めを求められるか」「原発事故の具体的危険性の存在が必要か」「人格権侵害の具体的危険が認められるか否か」が「争点」だとしても、原告、被告双方ともにその整理でよいとして結審。原伸雄原告団長が最終意見陳述、「危険な原発を扱う事業者としての責任感、避難計画の重要部分を担っている責任感があるのであれば、今からでも遅くないので、被告は私たちの主張や立証に明確に回答すべきだ」と被告東北電力を指弾した。前段集会、約60名参加。原告弁護団5、原告12、支援74名、記者10名が傍聴。弁護士会館、記者レク&報告会、90名参加。テレビカメラ3台。

山元町、町議会全員協議会で、「町環境と再生可能エネルギー発電設備設置事業の調和に関する条例」(2023年4月1日施行予定)を説明。

29日(火) 「元の生活をかせせ」いわき市民訴訟控訴審第4回口頭弁論、結審、仙台高裁101号法廷。原告側の弁論(意見陳述)で、「責任論」について、平松真二郎弁護士、日本の原子力政策が、「国策民営」として政官財の強固な連携のもとで進められてきたこと。深井剛志弁護士、いわき市民訴訟原告団長伊東達也氏、および避難者訴訟一陣原告団長早川篤雄氏らが過去に行ってきた市民運動を基に、国と東電の責任とその悪質性を。高橋力弁護士、最高裁判決の問題点と国の責任についてのあるべき判断を説明。「損害論」について、吉田悌一郎弁護士、本件事故が侵害した権利・利益を。市野綾子弁護士、いわき市が最大の避難者受入れ自治体であることの影響を。市野綾子弁護士と子どもの母親である原告工藤通子さん、子どもの被害について。坂田洋介弁護士、いわき市の子どもが本件事故により友達関係を突然断絶させられてしまったことを。原告佐藤明美さん、当時小学校の教師だった経験に基づき、学校生活での子どもへの影響を説明した。意見陳述は、最終的には

2時間半以上になり、最後には、自然と傍聴人皆からの大きな拍手が沸き起こったが、小林裁判長は一切その拍手を止める発言や仕草もしなかった。原告弁護団 7、原告・支援約 95 名、記者 8 名傍聴。記者レク&報告会、県民会館会議室、約 100 名参加。

【12月】

1 日 (木) 伊藤康志大崎市長、定例記者会見で、東北大六角牧場大型風力発電施設建設計画に反対する意向を表明。6 日、村井知事と面会、計画反対を求める要望書を提出。

東北電力、女川町の全戸と石巻市の一部(旧牡鹿町)の世帯約 3700 戸を対象に、対面での「こんにちは訪問」を開始。16 日まで。1994 年から実施、今回で 43 回目。

東北電力と東京ガスが共同出資したシナジアパワー(東京)、自己破産。東京地裁の破産手続き開始決定、負債総額は約 182 億円。

3 日(土) 女川原発再稼働差止訴訟原告団、女川原発再稼働差止裁判報告&講演会、石巻市防災センター。「裁判解説と今後」小野寺信一弁護士団長、「逃げられない避難計画」上岡直見氏。オンラインを含め90名参加。

4 日(日) 樋口英明氏講演会実行委員会(呼びかけ 阿部美紀子町議、阿部律子町議、高野晃町議、高野博さん)、樋口英明氏女川講演会『私が原発を止めた理由~本当は誰にでもわかる原発裁判』。女川町大原南集会所に 121 名、石巻会場と仙台会場(仙台市青年文化センター2階第2研修室、原発問題住民運動宮城県連絡センター)に 35 名、他に 72 名が ZOOM や YouTube の同時中継で視聴。

環境省東北地方環境事務所、気候変動問題を考える講演会、ケンタロ・オノ氏(日本キリバス協会代表理事)と東大未来ビジョン研究センター江守正多教授が講話。フォレスト仙台、約 40 人参加。

5 日(月) 経済産業省、東北電力の家庭向け電気料金値上げの電気事業法に基づく公聴会を来年 2 月 16 日に仙台市で開催すると発表。陳述人募集締切りは 2 月 2 日、「国民の声」募集は当日まで。7 日、同省電力・ガス取引等監視委員会、審査開始。

8 日(木) 電力大手 9 社の送配電会社と沖縄電力、「託送料金」に関し、今後 5 年間の収支計画を国に申請。年間で収入を計約 3400 億円増加、値上げする内容。

9 日(金) 「菅生太陽光発電事業(仮)」で「飛び地」発電を計画する GSSG ソーラージャパン(東京)、初の住民説明会、菅生地区公民館、約 40 人参加。

10 日(土) 東北大学院工学研究科、公開講座「今、エネルギーを考える」、片平さくらホール、オンラインを含め約 70 人参加。海外電力調査会黒田雄二上席研究員と資源エネルギー庁原子力政策課の大田悠平氏が「既存原発の長期運転」について講演。

11 日(日) 子どもの健康を考える会・いしのまき、「第 85 回甲状腺エコー検査 in いしのまき(じょっこ検査)」、石巻中央公民館、検診医/寺澤政彦医師(てらさわ小児科)、共催:放射能問題支援対策室いずみ、32 名が受診。

12 日(月) 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に 11 月分の女川原発 1 及び 2・3 号機の「定期事業者検査」の状況報告。廃炉作業中の 1 号機の第 2 回定期事業者検査期間を、原子炉建屋天井クレーン走行部支持台座のき裂事故の復旧に係る工程を精査した結果、当初予定から 1 年程度延長に。また、2 号機の循環水ポンプにおける動力ケーブル損傷事故の原因と対策等を報告。

福島原発事故避難者山形訴訟控訴審口頭弁論&進行協議、仙台高裁。

若柳自然保護協会と日本雁を保護する会、佐藤栗原市長に東北大六角牧場大型風力発電計画への反対を求める要望書を提出。

13 日(火) 原子力規制委員会、女川原発 2 号機の新規制基準適合性審査会合。東北電力、「保安規程」の審査で、火山噴火時の炉心冷却などの手順を説明。

15 日(木) 加美町、「風力発電所に対する地域住民の評価」本巢芽美氏(名古屋大学院社会環境学特任准教授)と日本風力発電協会斎藤理事が講演。中新田公民館、約 70 人参加。

16 日(金) 規制委、女川原発 2 号機「特定重大事故等対処施設」の新規制基準適合性審査会合を公開で開催。過去 11 回は、初回以外は非公開。東北電力、敷地の地質データに関する審査資料に写真の添付ミスがあった問題で、女川 2 号機と東通原発の過去の再稼働審査資料にも同様の作成ミスが、それぞれ女川 2 件と東通 7 件、計 9 件あったと説明。規制委、原因分析と再発防止策の再説明を求めた。

17 日(土) 賛同原告団・弁護団等 17 団体、学習・決起集会「最高裁判決をどう乗り越えるのか」、仙台市弁護士会館 4 階会議室。講演「許してはならない国の自己責任を問う」長谷川公一氏(東北大学名誉教授)、「ふるさと剥奪・損傷・疎外の被害を問う」関礼子氏(立教大学教授)、各団体報告。会場 105 名、ZOOM 参加 45 名。

再生可能エネルギー開発 CSS（札幌市）、東北大六角牧場大型風力発電計画の住民説明会、大崎市鳴子公民館、約 50 人参加。4 時間近く、住民から不信、不安続出。18 日、栗原市花山コミュニティセンター、約 40 人参加。

18 日（日） 英国『ガーディアン紙』東京特派員の女川原発に関する記事（11 月 30 日掲載）が、ヤフーニュースで配信。

19 日（月） 「ふるさとを返せ」福島原発避難者訴訟・第 2 陣山木屋訴訟控訴審第 4 回口頭弁論、仙台高裁 101 号法廷。10 月 5 日実施の「現地進行協議結果報告書」と、関礼子教授の意見書の証拠価値を否定する東電に対する反論の意見書（関教授作成）及び準備書面を提出し、意見陳述。原告本人 6 名の尋問が正式に採用され、結審日も、6 月 26 日に決定。報告集会、高裁前ビル 402 会議室。

20 日（火） 樋口英明氏講演会第 3 回実行委員会、女川町まちなか交流館、9 名参加。

21 日（水） 規制委、原発の 60 年超え長期運転を可能にする安全規制の見直し案を了承。

警察庁、原発などの警備に関し、省庁や関係機関、電力事業者の中央連絡会議と、立地 13 道府県ごとに連絡会議を設置したと発表。同日、中央連絡会議の初会合、内閣官房や警察庁、防衛省などの幹部が出席。

東北電力、女川原発の新たに整備した緊急時対策建屋等を報道陣に公開。

県環境審議会、「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略（仮）」最終案をおおむね了承し、村井知事に答申。再生可能エネルギー発電施設の導入容量を 380 万 kW に引き上げ。

22 日（木） 政府、「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」で、原発の運転期間 60 年超への延長などを盛り込んだ、「大転換」、「ちゃぶ台返し」、「熟議なき神話の復活」の「基本方針」を決定。

能代港で国内初の大規模商業用風力発電所が運転を開始。出力 4200 kW の大型風車 20 基。

23 日（金） 環境省、県内全域の河川と湖沼や沿岸計 71 地点の公共用水域で 7～9 月に実施した放射性物質モニタリング結果を公表。土壌から花山ダムのダムサイト（栗原市）で 1138 Bq/kg、七ヶ宿ダムのダムサイト（七ヶ宿町）1025 Bq/kg、阿武隈川・羽出庭橋右岸（丸森町）1008 Bq/kg の放射性セシウムを検出。底質では、馬牛沼（白石市）で 750 Bq/kg、阿武隈川亘理大橋（岩沼市・亘理町）455 Bq/kg、七ヶ宿ダムのダムサイト（七ヶ宿町）340 Bq/kg を検出。水質は全地点で検出下限値（1 Bq/l）以下。

25 日（日） 栗原市、六角牧場大型風力発電事

業計画の公聴会、花山コミュニティセンター、約 50 人参加。水源地への影響懸念する声。

27 日（火） 県と女川町、石巻市、廃炉作業中の 1 号機の第 2 回定期事業者検査期間 1 年間延長をうけ、女川原発への本年度 2 回目の立入調査。

県猟友会大崎支部加美分会、「大崎島屋山風力」等の大型風力発電建設中止を求める要望書を猪股洋文加美町長に提出。

【2023 年 1 月】

5 日（木） 色麻町議会、「わが地域の明日を考える会」が提出した、グリーンパワーインベストメント（東京）が計画する風力発電事業「ウインドファーム八森山」の白紙撤回を求める請願を 7 対 4 で採択。11 日、町長に請願書を提出。早坂利悦町長、「町有地は貸さない方針」と表明。

6 日（金） 栗原市の佐藤智市長、定例記者会見で、六角牧場大型風力発電事業計画に反対する意向を正式に表明。

川崎町、町議会全員協議会で、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の改正案を説明。

8 日（日） 飛田晋秀写真展実行委、飛田晋秀写真展「福島記憶」、北上川・運河交流館。～29 日。

11 日（水） 女性ネットみやぎ、「汚染水の海洋放出するな」街頭署名行動、平和ビル前。

東北電力、10 日 16 時 45 分頃、女川原子力発電所構内において、工事車両（ダンプ車両）が協力会社従業員 1 名と接触する重傷事故が発生、救急車で石巻市内の医療機関に搬送したが、その後、協力会社従業員の死亡が確認されたと発表。

13 日（金） 東北電力ネットワーク、青森、岩手、宮城 3 県の 3 事業所で、同社が保有する新電力の顧客情報を親会社の社員が閲覧できる（電気事業法で禁じられている）状態になっていたと発表。経済産業省電力・ガス取引監視等委員会、東北電力ネットと東北電力に、27 日までに情報漏洩の詳細調査報告書の提出を求める通知。

15 日（日） みやぎアクション、ZOOM 会議。14 名参加。

16 日（月） 東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に 12 月分の女川原発 1 及び 2・3 号機の「定期事業者検査」の状況報告。

川渡風力発電（札幌市）、六角牧場大型風力発電事業計画の風車数や配置の見直しを発表。環境アセスメント手続きで国に提出していた

環境影響評価準備書面を取り下げ。

18日(水) 原伸雄女川原発再稼働差止訴訟原告団長、第210回ふくしま復興支援フォーラムで、「5月24日に判決を迎える女川原発再稼働差止訴訟」を報告。オンライン開催。

19日(木) ふるさとを返せ! 津島原発訴訟控訴審第2回口頭弁論、仙台高裁101号法廷。前段集会(片平三角公園)80名、報告集会、仙台弁護士会館4階、90名参加。

女川町議会原発対策特別委員会、東北電力が、「1号機原子炉建屋天井クレーン走行部支持台座のき裂」等について説明。

20日(金) 脱原発スタンディングの会、『脱原発金曜昼スタンディング』、仙台市フォアラス前。11/25日5人、12/2日6人、9日9人、16日7人、23日7日、1/6日5人、13日9人、20日7人参加。

東北電力、女川原発2号機新規規制基準の「原子炉施設保安規定変更認可申請」で、2回目の補正書を規制委へ提出。約800頁。

東北電力、女川原発に勤務する当社従業員3人、協力企業従業員5人が新型コロナウイルスに感染と発表。11月18日以降2023年1月20日までに、累計で当社従業員46人、協力企業従業員237人が感染。第8波。

(空)

●脱原発みやぎ金曜デモ

【11月】

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

25日(金) 第457回「金曜デモ」、女川原発再稼働やめようと、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

【12月】

2日(金) 第458回「金曜デモ」、女川原発廃炉にしようと呼び、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

11日(日) 第459回「日曜デモ」、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

16日(金) 第460回「金曜デモ」、底冷え、クリスマスのイルミネーションの中、元気に、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

23日(金) 第461回「金曜デモ」、本年最後、小雪と風の寒い中、女川原発再稼働もうやめよう!!と一番町アーケードを歩いてアピー

ル、元鍛冶丁公園から30名の市民が参加。

【2023年1月】

6日(金) 第462回「金曜デモ」、今年はいよいよ再稼働を許さない闘いの正念場、本年最初、寒さの中、女川原発廃炉にしよう!と、肴町公園から15名の市民が参加。

13日(金) 第463回「金曜デモ」、勾当台公園野外音楽堂から25名の市民が参加。

20日(金) 第464回「金曜デモ」、勾当台公園野外音楽堂から25名の市民が参加。

●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

【12月】

18日(日) 放射能汚染廃棄物一斉焼却反対宮城県民連絡会と大崎住民訴訟を支援する会、総会&共同集会、『放射能汚染物の焼却すきこみは放射能の拡散だ』、仙台弁護士会館4階。共同代表吉田洋一氏あいさつ、<丸森町での環境省実証事業報告>丸森町町議会議員山本明德氏、<仙南での放射能汚染廃棄物焼却>仙南の会吉田隆夫氏、<大崎地域放射性汚染廃棄物問題>大崎連絡会芳川良一氏、<大崎住民訴訟の到達点と今後>弁護団弁護士草場裕之氏、<県民連絡会・支援する会の報告>事務局長広幡文氏、事務局次長日野正美氏あいさつ。ZOOM含め40名参加。

26日(月) 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟第18回口頭弁論、仙台地裁101号法廷。阿部忠悦原告団長、佐々木孝さん、小沢和悦大崎市議、芳川良一さんの原告4人の本人尋問。原告弁護団6名、原告・支援60名、記者4名傍聴。【報告集会】仙台弁護士会館4階、43名参加。

(空)

『鳴り砂』2-122号(通巻301号)別冊

2023年1月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

(連絡先) 〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>